



質問1

私は外科医院を営んでいますが、昨年10月、加入している医師会が主催して行ったヨーロッパ海外視察旅行に参加しました。

私が支払った参加費用は必要経費になりますか。なお、この海外渡航の日程は、最新医療機関見物や医療器具メーカーの工場見学でしたが、これが終わってから1週間ほど観光旅行をしました。

回答

事業遂行上直接必要でない旅行を併せて行った場合は、事業遂行上直接必要な旅行の部分の金額が必要経費となります。

一般的な感覚として、海外旅行といった場合には、生活消費的な要因が含まれているところから、例えば、従業員が外国の支店に赴任するための渡航費用のように、その海外渡航費の支出が事業主にとって事業遂行上直接必要な場合に限り経費として認められています。

ところで、業務上の旅行に観光旅行を併せて行う海外渡航が多いようですが、この場合は、海外渡航に際して支出した全体の費用を事業遂行上直接必要な旅行の期間とそうでない期間との対比によって按分し、そのうち事業遂行上直接必要な期間等に対応する部分の金額を必要経費として計算することに取り扱われています。

なお、この場合、旅行期間中の休日を利用して観光するなど、旅行期間のおおむね全期間が事業遂行上直接必要と認められる場合は、渡航費用の全額が経費となります。

したがって、ご質問の場合は、1週間の観光旅行期間の部分の費用は、必要経費にならないということになります。

質問2

今年、使用人のうち勤務成績が秀れている者を海外旅行させようと思っています。旅行の目的は特にありませんが、ただ一般的な見聞を広めさせるということです。

費用は一人当たり約70万円かかりますが、これを私が負担した場合、必要経費になるでしょうか。また、その使用人に対する給与として源泉徴収をしなければなりません。

回答

必要経費にはなりますが、源泉徴収の対象に含めなければなりません。

使用人を海外旅行させた場合の費用は、その海外旅行が事業主の事業遂行上直接必要であり、かつ、その費用が海外旅行に通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費として必要経費になります。

しかし、上記の条件に該当しない場合には、旅費ではなくその支給を受ける者に対する給与として必要経費になります。なお、青色事業専従者を海外旅行させた場合の旅費金額のうち、通常必要と認められない部分の金額は、その青色専従者の労務の対価として相当であって、その専従者の給与のわく内である場合に限って必要経費に算入されます。

ご質問の場合は、成績優秀者を慰労する意味の海外旅行であり、事業遂行上直接必要な旅行であるとは考えられませんので、この旅行費用の負担額については、海外旅行をした使用人に支給する給与等として事業所所得の金額の計算上必要経費に算入されることとなります。

したがって、支給を受けた使用人はこの費用の額を給与として源泉徴収されることとなります。